

健 第 843 号
令和元年9月4日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条
第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知ください。

保健福祉部健康推進課 担当：村上 TEL：086-226-7331 FAX：086-225-7283

健感発 0902 第 2 号
令和元年 9 月 2 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）長 御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条
第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令の一部改正について（施行通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）別記様式を別添のとおり改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、下記の内容を御了知の上、関係機関等への周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）別記様式については、提出する際の用紙の大きさを日本工業規格で定めている。

第 2 改正の概要

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されたことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令別記様式について所要の改正を行う。

第 3 適用期日

令和元年 9 月 2 日

○厚生労働省
農林水産省令第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二日

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年農厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び第二号中「~~田~~」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。